

みなさんご存じですか？

昭和町「ごみのないきれいな まちにする条例」

道路や公園などに空き缶やたばこの吸い殻などのごみが捨てられたり、犬のふんが放置されたり、まちの美観が損なわれています。

昭和町では、散乱ごみのない清潔で美しいまちづくりをより一層進めるため、「昭和町ごみのないきれいなまちにする条例」平成19年4月から施行しました。

この条例は、昭和町全域でポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を禁止するもので、町民・事業者・町・町内の滞在者・町内を通過する者などの責務のほか、犬の飼い主の遵守事項や、違反者に対する罰則を規定しています。

しかし、これらの行為は、罰則を盛り込んだ条例ができたからといってなくなるわけではありません。快適な生活環境を保つためには、**一人ひとりが**条例の趣旨を理解し、**マナーとルールを守ることが**必要です。

ポイ捨てはやめましょう

ポイ捨ては、町の美観を損ねるだけでなく、不衛生で、さらに吸い殻の場合は火災の原因になることもあります。

外出時のごみは、ごみ箱に捨てるか持ち帰るようにしましょう。また、外出時の喫煙には、携帯用灰皿を持参するなどして吸い殻の後始末を心掛けましょう。

犬のふんは飼い主が始末を

飼い犬のふんをそのまま放置しておくとは不衛生な上に、他人に迷惑をかけたたり不快な思いをさせたりします。

犬を散歩させるときには必ずポリ袋やスコップなどの回収用具を持ち、ふんを持ち帰りましょう。

販売事業者は回収容器の設置を

販売事業者は消費者に対する意識啓発、回収容器の設置及びその適正な管理、特に、自動販売機による飲料販売事業者は、専用の回収容器を設置し、空き缶などの回収や清掃などが義務付けられています。



違反者に対しては、条例で定められた過料を科す事となります

「ごみのないきれいなまちにする条例」の主な内容

規制場所

町内全域の道路、公園、広場、河川、学校その他公共の場所および自己が所有、または管理する土地以外の土地（町内の公共施設や他人の所有・管理する土地）

禁止事項

◆ ポイ捨て

・「ポイ捨て」とは？

空き缶やたばこの吸い殻などのごみをごみ箱や吸い殻入れなど決められた場所以外に捨てることをいいます。



・規制対象となるのは？

- ① 缶・びん・ペットボトル・紙パックなどの飲み物を入れていた容器
- ② たばこの吸い殻
- ③ チューインガムのかみかす
- ④ 紙くず
- ⑤ その他捨てられることによってごみの散乱の原因となるもの

◆ 犬のふんの放置

・「犬のふん害」とは？

散歩中などに飼い犬がしたふんを放置することにより、公共の場所などの規制場所を汚すことをいいます。

・規制対象となるのは？

- ① 飼い犬のみ。飼い猫やその他のペットとなる小動物は含みません。
- ② ふんのみ。尿やその他の汚物は含みません。



罰則

この条例に違反した場合、ポイ捨てをした者や事業者・土地所有者等が命令に違反した場合には5万円以下、飼い犬のふん害指導違反や立入調査拒否の場合には1万円以下の過料が科せられます。

●この内容に対する連絡先

昭和町役場環境経済課

電話055-275-8355